

令和5年度ベビーシッター利用支援事業
(ベビーシッター事業者連携型) 参画事業者認定基準

令和5年5月12日5福保子保第647号

令和5年度ベビーシッター利用支援事業(ベビーシッター事業者連携型)に参画する事業者の認定基準について、次のとおり定める。

1 保育の提供体制

- (1) ベビーシッター事業者(請負業として保護者等の委託を受けてその居宅等において在宅保育サービス(1対1で乳幼児の保育を行うことをいう。以下同じ。)を行う事業者をいう。以下同じ。)は、東京都(児童相談所設置区及び中核市を含む。以下同じ。)内に本事業の拠点となる事業所をもち、当該事業所が、認可外の居宅訪問型保育事業者として、東京都に児童福祉法第59条の2に基づく届出を行っていること。
- (2) ベビーシッター事業者は、法人である場合には、法人登記を行っており、定款及び法人登記の目的欄にベビーシッターの請負業務に関する事項を定めていること。また、現状に即して定款及び登記の変更を行っていること。
- (3) ベビーシッター事業者は、個人である場合には、東京都内に住民登録があり、納税地を所轄する税務署にベビーシッター業務に係る個人事業の開業届出及び青色申告の申請を行い、受理されていること。
- (4) ベビーシッター事業者は、在宅保育サービスに関する賠償責任保険等に加入しており、その内容が、次の各号に掲げる事項を全て満たしていること。
 - ア ベビーシッター業に係る経営者の賠償補償保険
 - (ア) 対人賠償 1名1億円以上、1事故5億円以上
 - (イ) 対物賠償 1事故500万円以上
 - イ ベビーシッター業務請負先児童に係る傷害保険
 - (ア) 死亡・後遺障害保険金額 1口100万円以上
 - (イ) 入院保険金日額 1口1,500円以上
 - (ウ) 通院保険金日額 1口1,000円以上
- (5) ベビーシッター事業者は、年間を通じて、乳幼児1人につき、月48時間以上の在宅保育サービスの提供が可能であること。
- (6) ベビーシッター事業者は、1人の乳幼児につき、東京都が指定する研修を修了した2~5名程度の固定されたベビーシッターによるチームを組んで担当し、安定的に保育を提供できる体制を確保すること。
- (7) ベビーシッター事業者は、予約・手配表又は予約受付簿等、利用者の予約とベビーシッターの手配状況が確認できるものを備え、保護者が希望する場合には、保育実施月の前月25日までに、ベビーシッターの手配予定表を保護者に提出できること。

(8) ベビーシッター事業者は、ベビーシッターの突発的な疾病等の際にも、東京都が指定する研修を修了したベビーシッターの中から、代替保育者を確実に派遣できること。

ただし、予測不能な事情による場合であって、保護者が了承する場合には、東京都が指定する研修を修了していないベビーシッターを派遣することも可能とする。

(9) ベビーシッター事業者は、ベビーシッターに、保育内容等についての記録（以下「保育記録」という。）を作成させていること。

(10) ベビーシッター事業者は、(9)の保育記録等の必要な情報を当該乳幼児の保育に従事するベビーシッター間で適切に共有する等の連携を行う仕組みを整えていること。

(11) ベビーシッター事業者は、各チームを管理する管理者を置き、チーム内の保育の質の管理、保育中の不測の事態等への対応、巡回支援、保護者との定期的な面談等を行う体制を整えること。

2 保育の質

(1) ベビーシッター事業者は、次に掲げる事項を盛り込んだ在宅保育サービスに関する業務マニュアル（以下「業務マニュアル」という。）を定めていること。

ア 在宅保育業務に関する知識、子どもへの愛情、一般的マナーなどプロとしての基本姿勢に関する事項

イ 自己管理や責任感、自己研鑽、プライバシー保護などプロとしての心構えに関する事項

ウ 訪問日時や場所、緊急連絡先、仕事内容などの訪問日前に確認すべき内容に関する事項

エ 身だしなみや言葉遣い、マナー、電話応対等に関する事項

オ 子どもに関する情報等、保護者との打合せに関する事項

カ 保育中における子どもとの接し方等に関する事項

キ 保育中において留意すべき事項

ク 保育を行う前の室内外の安全チェックに関する事項

ケ 保育記録に記載する内容や注意事項

コ 保護者への保育記録の提示による保育内容等の報告に関する事項

サ 会社への業務内容等の報告に関する事項

(2) ベビーシッター事業者は、次に掲げる事項を盛り込んだ在宅の保育マニュアル（以下「保育マニュアル」という。）を定めていること。

ア 子どもの発達段階における特徴等に関する事項

イ 子どもの健康管理（症状と対処法等）に関する事項

ウ 乳幼児の保育（授乳、離乳食、睡眠、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項

エ 子どもの遊び、遊ばせ方等に関する事項

(3) ベビーシッター事業者は、次に掲げる事項を盛り込んだ事故（ベビーシッターが請負先で乳幼児の保育を行っている間に、乳幼児に負傷等又は財物損壊を与えることをいう。以下同じ。）防止等マニュアル（以下「事故防止等マニュアル」という。）を定めていること。

ア 事故防止、安全最優先等、ベビーシッターとしての心構えに関する事項

イ シッティングを始める前の玩具、遊具等室内の安全確認に関する事項

ウ 室内、室外の安全確認チェックポイント（リスト）

エ ケガや急病等における応急手当の方法（実践）に関する事項

オ 「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等に関する事項

カ 事故発生時における対処方法及び連絡体制に関する事項

キ 地震、火災等の災害発生時における対処方法等に関する事項

ク 事故等発生後における詳細な内容等の報告に関する事項

(4) ベビーシッター事業者は、研修計画を作成の上、本事業に従事するベビーシッターに対し、以下の内容の研修を実施し、その研修記録を保管していること。

なお、ア（イ）及びイ（ア）については、第三者が実施する外部研修の活用をもって代えることができる。

ア 採用時及び業務従事前

（ア）自社の業務マニュアル、保育マニュアル及び事故防止等マニュアルの理解の徹底

（イ）保育実習（実際に乳幼児の保育を行うもの）

イ 採用後

（ア）保育の質の向上及び事故防止

（イ）「ヒヤリ、ハット」事例及び事故の再発防止のための安全指導

(5) ベビーシッター事業者は、過去5年間のベビーシッター業務において、重大な事故がないこと。

3 事業の安定的運営

(1) ベビーシッター事業者は、本事業を統括する責任者を置くとともに、本事業に係る役割分担、意思決定の手順等を明確に定めていること。

(2) ベビーシッター事業者は、ベビーシッターの労働条件及び福利厚生に関して、労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守し、その勤務状況に応じて社会保険（労働保険を含む。）に加入していること。

なお、特別な理由により、労働者災害補償保険への加入が困難な場合は、相当する民間の傷害保険等に加入していること。

(3) ベビーシッター事業者は、ベビーシッターに関する就業規則を定めるとともに、ベビーシッターの就労に関する契約書を取り交わし、その契約条項の不履行がないこと。

なお、特別な理由により、就業規則によることが困難な場合は、契約書又は通知書等に、ベビーシッターの指揮命令権はベビーシッター事業者にある旨の記載

をし、労働基準法等に準拠した内容の労働条件を明示していること。

- (4) ベビーシッター事業者は、個人情報を取り扱う事業者として、個人情報の管理に万全を期すため、個人情報の保護に関する規程を定めており、ベビーシッターに対する教育指導の実施及び関係書類・データの管理保管を徹底していること。
- (5) ベビーシッター事業者は、ベビーシッターの業務遂行状況を把握するため、保育記録のほか、業務に関し必要な事項についての記録（業務記録）を保管していること。
- (6) ベビーシッター事業者は、東京都、本事業を利用する保護者が居住する区市町村及び関係団体が、本事業に係る利用実績の把握、精算事務、その他本事業の適切な運営のために求める書類を、指定された期日までに提出できること。

4 利用者支援

- (1) ベビーシッター事業者は、サービス提供に関して、次の各号に規定された内容が含まれているサービス利用に関する規約（以下「利用規約」という。）を完備していること。

ア サービスの提供がベビーシッター事業者の請負によるものであること。

イ 在宅保育サービス内容及び料金体系

ウ 在宅保育サービスにおける事故の際の保険等による対応及びベビーシッター事業者の免責事由

- (2) ベビーシッター事業者は、パンフレット等顧客向け案内資料を整備しており、これに在宅保育サービスの業務内容、費用等を明示して利用者に説明していること。
- (3) ベビーシッター事業者は、利用者との間に業務請負契約書を取り交わしていること。

なお、利用者が利用規約の規定内容に同意の上、利用申込書によるサービスの申込みを行い、ベビーシッター事業者がこれを受諾する旨の通知書を交付している場合においては、当該利用規約、利用申込書及び通知書により請負契約が成立するものであること。

- (4) ベビーシッター又はベビーシッター事業者は、利用者の求めに応じて保育記録について報告又は開示していること。
- (5) ベビーシッター事業者は、利用者の意見、要望、苦情及びトラブルに対応する窓口を設定し、利用者に周知していること。
- (6) ベビーシッター事業者は、パンフレット及び諸媒体を利用して自社の営業広告、求人広告等を行う場合には、事実と異なる内容、誇大な表現及び誤認の可能性があるような表記等、不適切な広告を行わないよう十分に留意し、正確かつ公正に広告活動を行っていること。

附 則

本認定基準は、決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。